

2月の各種相談

※相談時間は正午～午後1時を除きます。※分室は市役所本庁舎北側の建物です。

行政相談 人権市民相談課☎21-1414☎23-2236

- 2月9日(金)午前9時～正午
●分室1階打合せ室
●国、県、市の仕事

法律相談(弁護士) 人権市民相談課☎21-1414☎23-2236

- 2月1・8・22日(木)午後1時～4時20分
●分室1階打合せ室
●要予約で先着8人
●法律全般
※調停・訴訟等係争中の事案についての相談はお受けできません。

行政書士相談 人権市民相談課☎21-1414☎23-2236

- 2月15日(木)午後1時10分～4時40分
●分室1階打合せ室
●要予約で先着6人
●相続、遺言、農地法、建設業許可関係

不動産相談 人権市民相談課☎21-1414☎23-2236

- 2月7日(水)午前10時～正午(宅地建物取引士)
●2月14日(水)午前10時～正午(不動産鑑定士)
●分室1階打合せ室
●要予約で先着4人
●不動産の購入、賃貸、明渡しなど(宅地建物取引士)
●売買、賃貸借、相続などの適正な価格・賃料の算定等(不動産鑑定士)

消費生活相談 人権市民相談課☎21-1414☎23-2236

- 平日(年末年始を除く)午前10時～午後3時30分
●市役所本庁舎2階市消費生活センター
●消費者契約上の問題や商品に対する苦情など

女性相談 人権市民相談課☎21-1416☎23-2236

- 2月7日(水)午前10時～午後3時
●2月16日(金)午前10時～午後3時
●2月20日(火)午後1時～5時
●総合会館3階306会議室
●女性の悩み、子育て、夫婦や異性のこと、自分のこと、夫や恋人からの暴力など(要予約で先着4人)

人権相談 人権市民相談課☎21-1416☎23-2236

- 2月15日(木)午前10時～午後3時(要予約で先着4人)
●総合会館3階301会議室
●2月7・14・21・28日(水)午前9時～午後4時
●さいたま地方法務局東松山支局☎22-0379
●身の回りのさまざまな人権問題

税務相談 課税課☎21-1438☎23-2238

- 2～4月の税務相談はお休みです。

こころの健康相談 健康推進課☎24-3921☎22-7435

- 2月7日(水)午前9時30分～11時20分(要予約で先着3人)
●保健センター
●臨床心理士による相談

内職相談 商工観光課☎21-1427☎23-7700

- 2月6・13・20・27日(火)午前10時～午後4時
●分室1階打合せ室
●内職の求人や求職、在宅ワークに関する相談

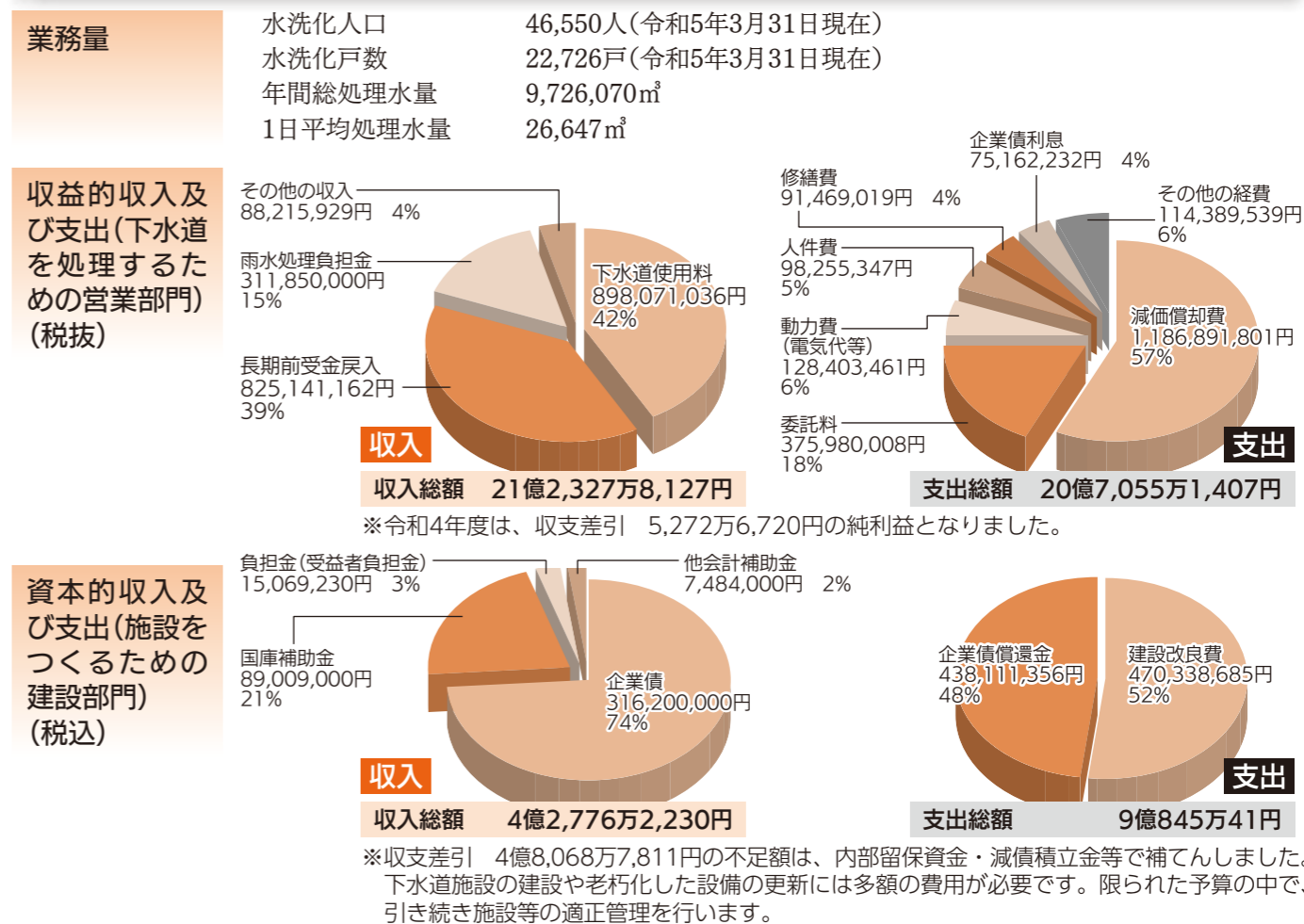
創業相談 商工観光課☎21-1427☎23-7700

- 2月6・13・20・27日(火)午後1時～5時(予約制)
●創業支援センター会議室2
●創業や創業間もない経営全般

上下水道事業からのお知らせ

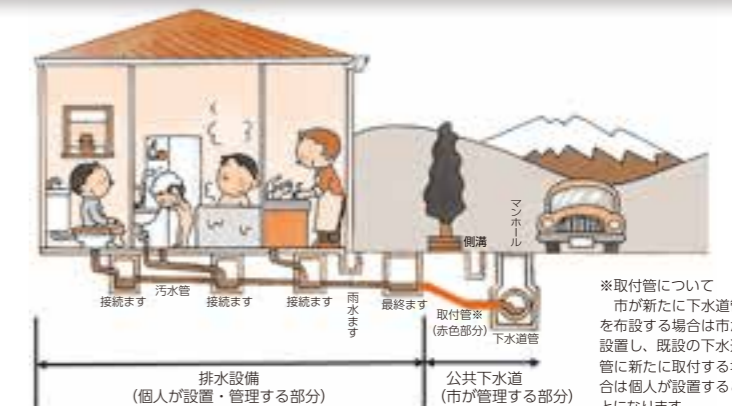
●下水道事業

令和4年度 東松山市下水道事業決算の概要



排水設備の維持管理

下水道管へ汚水を流すために宅地内に埋設された汚水管及び最終ますなどのことを「排水設備」といいます。排水設備は所有者の財産であり、所有者が維持管理をすることになります。



排水管高圧洗浄の勧誘にご注意ください

宅地内の下水道管(排水管)の高圧洗浄について、市が直接個人宅の排水管に対して点検や清掃を行うことはありません。ご不明な点がございましたら、上下水道経営課又は市消費生活センターまでお問い合わせください。

問 上下水道経営課☎22-1123☎22-4389
人権市民相談課(市消費生活センター)☎21-1414☎23-2236

俳句 文芸

温暖化庭木に蜜柑撓なり
柿一つ庭師は空に残しけり
ハイカーの歌声ながれ文化の日
先客は羽を休むる秋苗
いつもの早起き勤労感謝の日
秋光に浮かび上がるや彫刻群
一句目、撓に実った蜜柑。嬉しいことだが喜んでばかりはいられない。今や二酸化炭素などの温室効果による気候変動で、「地球沸騰化」の危機さえ。二句目、「木守柿」という季語がある。さすが庭師、心得たもの。句にすればという庭師の添書あり。何とも粋。

短歌

娘にと縫ひし振袖時すぎて
二十歳の孫を飾りくれたり
秋深まり朝日の中を歩み出づ
歩行器の妻と後ろの吾と
半袖の行列続き旗振りて
マーチの街は秋晴に沸く
一首目は愛情を込めて仕立てた振袖が娘から孫へと受け継がれる素晴らしさ。二首目は夫の優しさ秋の彩りが深まる心地好い朝にゆつたりと歩む夫婦の姿が浮かぶ。三首目は天候に恵まれた日本スリーデーマーチ。多くの参加者が交流し、活気に溢れた様子が伝わる。

川柳

ワレモコウ可愛い頭でドレミファソ
笑顔の挨拶その日の潤滑油
焼芋と聞いて鳴きたす腹の虫
意地張ったあとの空虚が埋められぬ
肥りすぎ誕生ケーキ見てるだけ
法の網禁止薬物かいくぐる
箭弓様が国の重要文化財に指定されます。
選者吟「箭弓様重文指定絵馬が鳴る」

俳句・短歌・川柳の投稿先
はがきに俳句、短歌、川柳、作品中の読みの難しい語には、ふりがなを付け、住所、氏名(ふりがな)を記入し、〒355-1860 1松葉町1-1-58市広聴課へ。※投稿は市内在住者に限ります。